

国 海 員 第 6 号
令和 3 年 4 月 2 0 日

交通政策審議会

会長 金本 良嗣 殿

国土交通大臣
赤 羽 一



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和 2 3 年法律第 1 3 0 号）第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 3 7 9 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
太平洋沿海汽船株式会社	東京都千代田区神田小川町一丁目3番地1
勇喜汽船株式会社	愛媛県四国中央市三島中央一丁目1番35号
タイヨウ汽船株式会社	大阪府大阪市北区堂島浜二丁目1番3号
株式会社東邦船舶	広島県広島市中区鞆町3番地1